<table>
<tr><td colspan="4">事後審査型制限付一般競争入札（測量・建設コンサルタント等）　電子入札公告【共通事項・環境局】</td></tr>
<tr><td rowspan="10">１．入札参加資格</td><td rowspan="2">（１）</td><td>①</td><td>令和８・９・10年度大阪市入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に、当該案件に応じた種目で登録されていること</td></tr>
<tr><td>②</td><td>当該案件の入札書提出日から開札日まで有効なGビズIDプライムを保有している者であること。
なお、事業協同組合等（以下「組合」という。）については代表者が組合としてのGビズIDプライムを保有している者であること</td></tr>
<tr><td rowspan="4">（２）</td><td>①</td><td>公告本文に定める入札参加資格をすべて満たすものであること</td></tr>
<tr><td>②</td><td>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること</td></tr>
<tr><td>③</td><td>入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと</td></tr>
<tr><td>④</td><td>入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと</td></tr>
<tr><td>（３）</td><td colspan="2">入札参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き開札日現在による。</td></tr>
<tr><td>（４）</td><td colspan="2">入札参加資格の審査は、開札後に資格を確認する必要があると認められる者について行い、その他の者については行わない。</td></tr>
<tr><td>（５）</td><td colspan="2">本市の指定する期限までに、公告本文に定める入札参加資格審査資料（以下「資格審査資料」という。）を提出できること</td></tr>
<tr><td rowspan="7">２．入札参加手続等</td><td>（１）</td><td colspan="2">入札参加申請
入札書の提出をもって入札参加申請とする。</td></tr>
<tr><td>（２）</td><td colspan="2">入札書の提出等の手続きは大阪市調達・契約システム（以下「システム」という。）により行う。郵便、紙入札等は認めない。</td></tr>
<tr><td>（３）</td><td colspan="2">入札の辞退
入札書提出後の辞退は認めない。</td></tr>
<tr><td>（４）</td><td colspan="2">入札予定価格・入札参加者・最低制限価格（地方自治法施行令第167条の10第２項で規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）の公表
落札者決定後にシステムにて公表する。</td></tr>
<tr><td>（５）</td><td colspan="2">仕様書等の取得方法
公告日以降にシステムよりダウンロードするものとする。</td></tr>
<tr><td>（６）</td><td colspan="2">仕様書等に対する質問
質問、回答の日時、方法について公告本文に定める。</td></tr>
<tr><td>（７）</td><td colspan="2">上記（１）～（６）によらない場合は、公告本文に定める。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">３．関係会社の参加制限</td><td colspan="3">当該入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの１者しか参加できない。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">（１）</td><td colspan="2">資本関係</td></tr>
<tr><td colspan="2">以下のいずれかに該当する２者の場合</td></tr>
<tr><td>①</td><td>子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（２）</td><td>②</td><td>親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">人的関係</td></tr>
<tr><td colspan="2">以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</td></tr>
<tr><td>①</td><td>一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
１）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
　イ　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
　ロ　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
　ハ　会社法第２条第15号に規定する社外取締役
　ニ　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
２）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
３）会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
４）組合の理事
５）その他業務を執行する者であって、１）から４）までに掲げる者に準ずる者</td></tr>
</table>

		②	一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
		③	一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
	（３）	以下のいずれかに該当する２者の場合	
		①	組合とその構成員
		②	一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合
		③	一方の会社等の大阪市の入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社等と同一である場合
	（４）	その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 上記（１）から（３）と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合	
４．入札の方法等	（１）	入札書の提出期間及び開札日時・場所は公告本文に定める。	
	（２）	入札参加者がない場合は当該入札を取り止める。	
	（３）	入札書の提出	
		①	入札書は、システムにより、入札金額、くじ申込番号（３桁の任意の数字）等、必要な事項がすべて入力され、有効な電子署名が付されたものを有効なものとして取り扱う。
		②	入札書に記載する入札金額については次のとおりとする。ただし、これによらない場合は、公告本文で別途定める。
			下記ア・イ以外の場合
			入札書に記載する金額は、総額を記載すること。 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること
			ア　長期継続契約対象案件の場合
			入札書には契約期間の総額を記入すること。 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること
			イ　単価契約の場合
			入札は入札書で指定する単位あたりの単価で行うものとし、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（当該価格に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に相当する金額を記載すること
		③	入札書の入力は注意して正確に行い、入札書提出画面において確認を行ってから入札書の提出を行うこと
		④	入札書の提出は、入札書提出期限までに完了すること
		⑤	入札書の提出にあたっては、パソコン等の利用環境により、送信が長時間となることがあるため、締切日時までに余裕をもって入札書の提出を行うこと
		⑥	入札書が正常に送信されたことを、入札書送信完了メッセージ又は入札タブ画面において確認すること
		⑦	一旦提出された入札書は、訂正、再提出又は撤回をすることはできない。
５．再度入札	（１）	開札の結果、落札候補者がいないときは、再度の入札を１回に限り行う。	
	（２）	再入札書受付締切予定日時は、開札日の午後３時30分までとし、開札予定日時は、開札日の午後４時とする。ただし、これによらない場合は、「再度入札通知」で別途定めるものとする。	
	（３）	再入札書受付開始予定日時・再入札書受付締切予定日時、開札予定日時及び前回最低入札書記載金額については、「再度入札通知」で通知する。	

６．入札の無効	次の場合のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。 無効の入札をした者は再度入札に参加できない。		
	（１）	大阪市契約規則（昭和39年規則18号）第28条第１項各号の一に該当する入札	
	（２）	１に定める入札参加資格を有しない者がした入札	
	（３）	最低制限価格より低い価格でした入札	
	（４）	再度入札の場合においては、前回最低入札書記載金額以上でした入札	
	（５）	指定する日時までに資格審査資料を提出しなかった落札候補者がした入札	
	（６）	３に定める関係会社の参加制限に該当する２者がしたそれぞれの入札	
	（７）	入札書提出日より開札日時までの間において、入札参加者が次の項目に該当する場合	
		①	大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている。
		②	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。
	（８）	開札予定日時までに環境局総務部に所定の入札書錯誤無効届（システムからダウンロードすること）を提出し、本市が錯誤無効と認めた入札	
	（９）	利用規約に反して使用されたGビズIDによる入札	
７．審査順位の公開	落札候補者を決定した場合は、システムにより次に掲げる事項を全ての入札参加者に通知するとともに、速やかに公開する。ただし、談合情報等による保留の場合はこの限りでない。		
	（１）	入札参加資格の審査のために落札決定を保留する旨	
	（２）	予定価格の制限の範囲内で入札した入札参加者（無効の入札をした者を除く。）の商号又は名称、審査順位、くじ番号及び入札金額	
	（３）	無効の入札をした入札参加者の商号又は名称	
８．入札参加資格の審査及び落札者の決定	（１）	開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留し通知する。	
	（２）	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が２者以上あるときは、開札時にシステムによるくじ（以下「電子くじ」という。）によって落札候補者を決定するものとする。なお、予定価格の制限の範囲内で同価格の入札をした者が２者以上あるときは、開札時に電子くじによって全ての審査順位を決定する。	
	（３）	落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。	
	（４）	前号で規定する審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。	
		①	落札候補者が入札参加資格を有するものであることを確認した場合は、その者を落札者とし、入札参加者に通知するものとする。
		②	落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし（３）の入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者が２者以上あるときは、（２）の審査順位により落札候補者とする。
	（５）	（３）の入札参加資格の審査にあたっては、落札候補者は、公告本文に定める資格審査資料を、開札日（（４）②において新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）の翌日（翌日が大阪市における執務の休日にあたるときは、その翌日とし、休日が連続するときは、休日最終日の翌日とする。以下同じ）の午後５時30分までに提出しなければならない。期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定に基づく停止措置を行う。ただし、期限までに理由書（落札候補者用）を提出し、大阪市がやむを得ないと認めた場合は停止措置は行わないものとする。	
	（６）	（４）②の手続きにより落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して、当該落札候補者に通知する。	
	（７）	開札後から落札決定までに、いずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。	
	（８）	開札後から落札決定までの間に、入札参加者が次の項目に該当した場合は入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。	
		①	大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている。
		②	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。
	（９）	落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。辞退した場合は、入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を行う。	

９．落札の決定日	原則として、落札の決定日は公告本文に定める。なお、入札参加資格の審査対象者が複数生じた場合等は、必要な審査を行ったのち決定するものとする。		
１０．入札保証金及び契約保証金	（１）	入札保証金（見積った契約希望金額の100分の３以上）　　免除 ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を１年当たりの額に換算した額））の100分の３に相当する違約金を徴収する。	
	（２）	契約保証金 契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額）の100分の10以上納付 ただし、政府公債、大阪市債等の提供若しくは金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。 また、次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。	
		①	公共工事履行保証証券を提出したとき又は落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を提出したとき
		②	落札者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を１回以上締結し、これをすべて過去２年の間に誠実に履行したと認められるとき
		③	契約金額（単価契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じた額）が500万円未満であるとき
１１．前払金	前払金の有無は、公告本文に明示する。（ただし、契約金額が100万円未満の場合は公告本文の記載にかかわらず無しとする。）		
１２．その他	（１）	最低制限価格を設ける場合は公告本文に明示する。	
	（２）	提出された資格審査資料等は、入札に関する審査以外に使用しない。	
	（３）	契約条項を示す場所　　システム上又は契約担当	
	（４）	契約書作成の要否　　要 原則システムで契約書を作成する。 なお、所定の書面契約理由書を提出し、本市がやむを得ない理由と認めた場合、書面での契約書作成を認める。	
	（５）	大阪市側のシステム障害によりシステムによる入札手続に障害が発生した場合等、必要と認めるときは当該入札を延期又は中止することがある。	
	（６）	仕様書等に対する質問への回答は、システム上の問題等により、回答の掲載が公開時間に遅れる場合もある。	
	（７）	入札方法等の照会にあたっては、入札参加者が本市職員にわかり得ることがないよう充分留意すること	
	（８）	落札の決定から契約締結までに、落札者が次の項目に該当した場合は、契約の締結を行わないものとする。	
		①	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている
		②	大阪市契約規則第32条第２項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適当であると認められるとき
	（９）	契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。	
	(10)	この公告に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則、大阪市競争入札参加者心得等の定めるところによる。	